

貿易・投資

提出日：2004年1月26日

提出先：産業構造審議会 貿易経済協力分科会

国際商取引関連企業行動小委員会事務局

平成16年1月26日

15日機輸出第258号

産業構造審議会 貿易経済協力分科会

国際商取引関連企業行動小委員会事務局 御中

日本機械輸出組合

専務理事 森本 修

「外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方について(案)」

報告書に対するコメント

日本機械輸出組合は、輸出入取引法に基づき設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、海外における日本企業の活動に関わる様々な問題点の改善を促すべく活動しております。

さて、この度、貴小委員会で作成された「外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方について(案)」及び「外国公務員贈賄防止指針(案)」について、下記の通り意見を提出します。

記

国際商取引に従事する企業にとって、海外における腐敗行為が貿易・投資上の障害となっていることは当組合の様々な調査でも度々指摘されているところであり、わが国として外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策を取ることの必要性については十分理解しております。また、企業が国際商取引において、不正・腐敗行為の当事者となるようなことは厳に避けるべきことは当然として、万一かかる不祥事が顕在化すれば企業イメージに修復しがたいダメージを及ぼすことから、企業統治の面からも自主的対応が重要となっていると認識しております。

「外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方について(案)」において提案されている「国民の国外犯処罰の導入」及び「犯罪収益の没収」に関する法改正案については、エビアン・サミットや国連での外国公務員贈賄防止対策の強化という国際的な環境の下で、わが国も批准しているOECD外国公務員贈賄防止条約の実効性確保のために必要な措置であると考えますが、これにて、贈賄防止対策としての新規の法的規制は十分であると考えます。

また、企業の内部統制の適切な構築・運用に努めるべきとの観点から、外国公務員贈賄防止に向けた企業の自主的・予防的アプローチを支援する目的で「外国公務員贈賄防止指針(案)」が作成されていますが、その内容については、まさしく指針として大変有益なものとして評価しております。しかしながら、企業にとってコスト・人員面で大きな負担となるところがあり、また、他国企業との厳しい競争に直面している現状下でわが国企業のみが不利益を被るような厳しい内部統制が迫られることになれば、公平な競争の確保という主

旨にも反することになります。したがいまして、指針（案）の第 2 章に新たに項目や義務的な表現を追加すること等によってこれ以上の厳しい内容とすることのないようにしていただきたいと存じます。

なお、腐敗・汚職の防止は、収賄側における厳格な取り組みがないことには十分な効果を発揮できないことから、特に腐敗・汚職が多いとされる国における収賄防止のための施策を促すため、我が国政府がイニシアティブをとられるよう要望します。

以上

担当：通商・投資グループ 谷口 Tel. 03-3431-9348
